

子どもの笑顔を守るために

～通告は「支援」のはじまりです～



子ども虐待防止のオレンジリボン

オレンジリボンキャンペーン

オレンジリボンには、子ども虐待防止のメッセージが込められています。

熊本市

児童虐待によって、尊い子どもの命が失われたり、傷つけられたりしています。

「泣きやまない赤ちゃんを放置して衰弱させた」「言うことを聞かない子どもを殴って重傷を負わせた」など、子どもへの虐待に関する報道をよく耳にします。

児童虐待は、最悪の場合、子どもが死にいたるケースもあります。子どもたちを守るためには、1人でも多くの人に児童虐待について知ってもらうことが大切です。

児童虐待とは、保護者（親または親に代わる養育者）が子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為のことです。

たとえ、親の愛情による「しつけ」としての行為であっても、それが子どもにとって害となる行為であれば虐待といえます。

具体的には、保護者が18歳未満の子どもに対して行う次の行為をいいます。

《身体的虐待》

なぐる、ける、たたく、なげおとす、激しく揺さぶる、やけどをおわせる、おぼれさせるなどの行為。

《性的虐待》

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなどの行為。

《心理的虐待》

極端に無視する、言葉で傷つける、他のきょうだいと差別する、心に不安やおびえをあたえるなどの行為。

※子どもの目の前で、家族に対して暴力をふるう(DV)行為も心理的虐待にあたります!

《ネグレクト(放置や養育拒否)》

食事を与えない、ひどく不潔にする、家や車に放置する、病气なのに医者に診せないなどの行為。

このような行為を他人が子どもに対して行っているにもかかわらず、保護者がそれを放置することも虐待です。



児童虐待は、子どもの一生に大きな傷跡を残してしまいます。

虐待は、子どもにとって身体的な負担だけでなく心理的な負担も与えます。その負担が将来的に大きな傷となり、生活や将来への希望にも大きく影響します。

虐待は、「いつでも」「どこでも」「どんな人でも」起こりえます。

子どもにとって大きな影響を与える児童虐待の環境から、いち早く支援を行い、安全・安心な生活ができるように支援することが不可欠です。

親も子どももなかなか
打ち明けてくれない
児童虐待・・・



児童虐待をしている親は、虐待をしていることを隠そうとします。
しつけどと言い訳をすることもあります。

一方、子どもはどんなにひどい虐待を受けていても、自分が虐待を受けていることをなかなか打ち明けようとはしません。

しかも、こうした虐待のほとんどが「家庭」という密室の中で行われているため目撃者がいません。

周りにいる誰かが気づかなければ、
児童虐待を発見することはできません。

こんな親子を見かけたことはありませんか？

虐待に気づくための子どもからのサインには、次のようなものがあります。

- 不自然な傷や、打撲の跡がある
- 着衣や髪の毛がいつも汚れている
- 表情が乏しい
- おどおどしている
- 落ち着きがなく、乱暴になる
- 親を避けようとする
- 夜遅くまで、1人で遊んでいる



親の様子からもサインを受け取ることができます。

- 子どもの行動に無関心・冷淡
- 子どもへの接し方が乱暴・ぎこちない
- 子どもに話しかけない
- 自分のペースで行動し、子どものペースを考えない



上のようなサインが複数見られる場合や、長期にわたって見られる場合は「虐待」が疑われます。

児童虐待は隠されていることが多く、

「もしかして・・・」というあなたの気づきはとても重要です。

虐待に気づいたら、「**通告**」しましょう！

◆相談・通告先はP7参照



児童虐待の防止等に関する法律では、国民は「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は連絡しなければならない」と定めています。

これを「**通告**」といいます。

通告をした後の調査で虐待の事実はなかったとしても、責任は問われません。
また、通告者の秘密は固く守られます。

通告は「**支援**」の始まりです。



通告を受けた機関では、まず子どもの安全確認を行います。そして、地域の関係機関と連携し、子どもと親への支援を開始します。場合によっては、子どもの安全を確保するために、子どもを緊急に保護することもあります。



もしもし

サインに気づいてくれてありがとう！



午後10時頃、4歳のAちゃんがコンビニにひとりで来てウロウロしていました。Aちゃんはお腹をすかせた様子でした。

こんなことが何日か続いたので、気になった店員さんが区保健子ども課に通告をしてくれました。

調査の結果、Aちゃんは十分食事を与えられておらず、親は夜間にAちゃんをほったらかしにして出かけていたことがわかりました。

区保健子ども課の保健師や、民生委員・児童委員、福祉関係の職員などが連携をとりながら親子の支援を始め、Aちゃんは保育園に通えるようになり、笑顔が見られるようになりました。

親子を地域の中で見守ってください。
そして、「もしかして?」と思ったときは、
勇気を出して通告してください。

あなたの勇気が大きな支援につながります。



「熊本市要保護児童対策地域協議会」

(平成18年6月設置)



熊本市では、これらの関係する機関のすべてが
つながりあって、役割分担をしながら
子どもを虐待から守っています。
地域での子育て支援について、皆で考え、
それぞれができることをしましょう！

要保護児童とは、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」のことをいいます。※児童福祉法第6条の3第8項より。



〈相談・通告機関の所在地・連絡先〉



名称・所在地	管轄校区（小学校区）	電話番号
中央区保健子ども課 中央区手取本町 1-1 (熊本市役所本庁舎3階)	壺川、碩台、白川、城東、慶徳、一新、五福、向山、黒髪、大江、本荘、春竹、出水、砂取、託麻原、帯山、白山、帯山西、出水南	328-2421
東区保健子ども課 東区東本町 16-30 (東区役所3階)	画図、健軍、秋津、泉ヶ丘、若葉、尾ノ上、西原、託麻東、託麻西、託麻北、桜木、東町、月出、健軍東、託麻南、山ノ内、長嶺、桜木東	367-9130
西区保健子ども課 西区小島 2-7-1 (西区役所3階)	古町、春日、城西、花園、池田、白坪、高橋、池上、城山、松尾東、松尾西、松尾北、小島、中島、芳野、河内	329-6838
南区保健子ども課 南区富合町清藤 405-3 (南区役所3階)	田迎、田迎西、田迎南、日吉、日吉東、御幸、川尻、城南、力合、力合西、飽田東、飽田南、飽田西、中緑、銭塘、奥古閑、川口、富合、杉上、隈庄、豊田	357-4135
北区保健子ども課 北区植木町岩野 238-1 (北区役所1階)	清水、龍田、城北、高平台、楠、麻生田、武蔵、弓削、楡木、川上、西里、北部東、植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底	272-1104
熊本市児童相談所 中央区大江 5-1-50 (あいぱるくまもと 3階)		366-8181

- ◆業務時間/平日：午前8時30分～午後5時15分
夜間・休日の児童虐待通告は児童相談所で受け付けています。

子どもに関する総合的な相談窓口

子ども・若者総合相談センター 電話相談 年中無休24時間受付 面接相談 月～金（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分 メール相談 24時間受付 (kodomosougousoudan@city.kumamoto.lg.jp) FAX相談 24時間受付 (366-2558) 中央区大江5-1-1 (ウェルパルクまもと2階)	361-2525
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------